

100億宣言企業さま 対象



海外機関・海外企業との ネットワークづくりを 中小機構がサポートします！



——— 海外展開の初めの一步から、海外事業の拡大まで活用できます ———

海外との
接点をつくる



海外の関係機関や
市場関係者とつながる

現地のニーズや
商習慣を
ヒアリングする



海外企業や関係機関との
面談を通じて、事業展開に
必要な情報を収集する

販路・パートナーを
開拓する



販売代理店や取引先など
ビジネスパートナーを開拓する

海外事業を
拡大する



海外機関・企業との
ネットワークを強化する

渡航に係る航空券・宿泊を中小機構が手配します。

※本事業の対象となる渡航は、令和8年12月31日までに帰国するものに限りです

支援対象経費

・航空運賃 ・宿泊費

対象人数

1社2名まで

募集期間

令和8年8月3日(月曜)
～8月21日(金曜)

募集社数:20社程度

お問合せ

独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)
販路支援部販路支援企画課
グローバルネットワーク形成支援事業 担当
☎ 03-5470-1619 ✉ hanro-soukatsu@smrj.go.jp

お申込は
こちらから



※次ページ以降の募集要項を必ずご確認のうえお申込みください。

グローバルネットワーク形成支援事業(公募型) 募集要項

1. 事業概要

本事業は、100億宣言企業等、今後10年以内に売上高100億円を目指す中小企業の皆様を対象に、海外企業・支援機関等とのネットワーク構築を支援するものです。

専門家によるアドバイスを通じて海外展開の方向性を整理いただいたうえで、現地訪問や面談等を通じた実践的なネットワーク形成の機会を提供します。また、海外渡航に係る航空券・宿泊費の費用支援により、海外展開の具体的な一歩を後押しします。

2. 事業の流れ

1

申込



- ・申込フォームから海外渡航の目的や訪問先を記入のうえお申し込みください。
- ・海外展開内容のヒアリングの希望日(申込日から5営業日以降)をご選択ください。
- ・申込時点で海外企業、海外政府機関等へのアポイントを取得していなくても構いません。

※募集社数に達した場合、募集期間前に締め切ることがあります。

2

海外展開内容のヒアリング



- ・中小機構の専門家が申込内容の確認と海外展開の内容をヒアリングします。
- ・ヒアリング内容を基に、審査に必要な確認書を作成・確認いただきます。
- ・オンラインでの実施も可能です。

※海外展開内容のヒアリングは採択をお約束するものではありません。

※中小機構の海外展開支援を受けている場合は実施しないことがあります。

3

審査・採択



- ・中小機構にて審査を行い、採択企業を決定します。
- ・採択結果はメールでお知らせいたします。
- ・採択後は、渡航計画に基づき訪問先との調整を進めてください。
(渡航期間中に2か所以上(3泊以上は宿泊数以上の訪問が必要です。))

4

海外渡航



・渡航スケジュールが確定次第(遅くとも出発の2週間前までに)、①渡航者氏名、②渡航者連絡先(メールアドレス、電話番号)、③渡航先、④渡航スケジュールを中小機構へご連絡ください。
中小機構にて航空券等の手配をいたします。

・渡航期間中、海外機関や海外企業等とのネットワークを構築しようとするものが本事業の支援対象です(訪問先の数が少ない場合や訪問目的が単なる視察等の場合など、支援対象とできない場合があります)。
※中小機構の職員または専門家が同行する場合があります。

5

報告書の提出



- ・帰国後、14日以内に渡航報告書を中小機構に提出してください。
- ・渡航報告書には各訪問先を撮影した写真を添付してください。

※ネットワーク構築に係る活動実績が確認できない場合や提出期限を過ぎても渡航報告書の提出がない場合は、支援対象外となり、航空運賃・宿泊費等は参加企業の負担となります。

3. 機構負担経費

中小機構の旅費規程に基づき、経済的かつ合理的と認められるものを中小機構にて手配いたします。

1社につき2名分まで以下の費用を負担いたします。

なお、2名を超える分や5泊目以降の宿泊費等については参加企業の負担となりますが、手配可能な場合には中小機構にて一体的に手配します。

また、中小機構の費用負担は航空券および宿泊の現物支給となります。このため、渡航先により現地で支払いが必要となる税(宿泊税・観光税)等が発生する場合は、参加企業の負担となります。

(1)エコノミークラス航空運賃

- ・日本の出入国空港と中小機構が承認した渡航計画に含まれる訪問先との間の移動に係るもの
- ・中小機構が承認した渡航計画に含まれる訪問先間の移動に係るもの

(2)海外現地での宿泊費(渡航期間中5泊分を上限とします)

- ・中小機構が承認した渡航計画に基づき訪問先への訪問に伴い必要となる宿泊費
- ・中小機構が承認した渡航計画に基づき訪問先間の移動に伴い必要となる宿泊費

4. 参加条件等

(1)参加対象の条件については、以下すべてを満たす企業とします。

- ①100億宣言企業、地域本部伴走支援企業または売上10億円以上で今後10年以内に売上100億円超を目指す中小企業であること
- ②グローバルネットワーク形成支援事業による支援実績がないこと
- ③令和8年12月31日までに帰国する渡航であること
- ④訪問先が2か所以上(3泊以上の場合は宿泊数以上)であること
- ⑤上記④訪問先が具体的に特定されており、不特定多数または個人でないこと
- ⑥帰国後14日以内に渡航報告書を提出すること

(2)反社会的勢力該当時の対応について、参加企業またはその役員が、中小機構の定める反社会的勢力の定義に該当すると判明した場合には、支援の中止や参加の取消し等、必要な対応を行います。その際の判断理由等は公表せず、生じた損害や費用についても補償いたしません。

【参考】独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(抄)

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/#05>

5. 留意事項

(1) 渡航手配・費用負担について

- ・航空会社や宿泊施設等の予約状況により、希望する航空便、宿泊施設を確保できない場合があります。
- ・申込企業の都合による渡航日程の変更、取消しその他申込企業の責めに帰す事由によりキャンセル料、変更手数料等が発生した場合は、当該費用は申込企業の負担となります。
- ・中小機構が承認した渡航計画の範囲内で手配を行います。申込企業の都合による変更に伴い発生する航空運賃、宿泊費その他追加費用については、中小機構は負担しません。

(2) 渡航計画の変更について

- ・採択後は、確認書に基づく渡航計画に沿って海外渡航を実施してください。
- ・渡航国・地域の変更は原則として認めません。

(3) 安全管理について

- ・外務省「海外安全ホームページ」等を参照し、安全の管理を行ってください。海外旅行保険への加入を推奨します。

(4) 渡航実績の確認について

- ・渡航実績の確認のため、中小機構から訪問先等へ連絡を行う場合があります。
- ・ネットワーク構築に係る活動実績が確認できない場合や提出期限を過ぎても渡航報告書の提出がない場合は、航空運賃・宿泊費等を請求します。